

大和市告示第176号

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年大和市告示第126号）の一部を次のように改正する。

別記第1項第2号イ中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同別記第2項第1号中「次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、」を削り、「（平成26年4月分又は5月分の年金の受給者に限る。）」を「。ただし、次に掲げるいずれかの年金の同年4月分又は5月分の受給者に限る。」に改め、同項第5号中「平成6年法律第117号」の次に「）」を加える。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、改正後の別記第2項の規定は、同年6月27日から適用する。